

論点管理表\_5.

説明資料に発生施設において、固形化処理を行う旨の記載があるが、申請書上、添付書類九の $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 以上の廃液については、発生施設側で固形化処理をし、液体廃棄物として放射性廃棄物処理場に搬入しないという記載に対応していると思われる。一方で、原科研の各原子炉施設の申請書上、発生施設側で固形化処理をできるような記載になっていない。ここで言う発生施設が何であることを示し、申請書の記載を見直すこと。

<回答>

発生施設で固形化処理を行う液体廃棄物の今後の発生見込みとして、原子炉施設である JRR-3、STACY 及び NSRR においては、これまでと同様発生はないと想定されることから、申請書上の記載の整合を図るため、以下のとおり、添付書類八及び添付書類九に係る当該記載を削除する補正申請を行う。

添付書類八 (令和3年12月10日申請)	補正案
<p>8-5 廃棄施設の概要</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 (省略)</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設等で発生する放出前廃液、液体廃棄物A及び液体廃棄物Bを、周辺環境を汚染させることなく安全に貯留及び処理するためのもので、処理を行うまでの期間一時的に貯留する処理前廃液貯槽、これらを処理する蒸発処理装置、固化装置等の処理装置、処理済みの廃液を貯留する処理済廃液貯槽及び放射性廃棄物処理場の各建家において発生する手洗い水等の液体廃棄物を貯留するために各建家に設ける廃液貯槽等で構成する。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設は、その重要度に応じ、適切な方法により試験、検査及び保守を行えるようにする。</p> <p>なお、原子炉施設等で発生する放出前廃液については、発生施設側の排水施設において希釈等を行い排出するか、又は必要に応じて放射性廃棄物処理場に搬入して処理する。<u>また、液体廃棄物の濃度が<math>3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3</math>以上の廃液については、発生施設側で固化等の処置をするので、液体廃棄物として放射性廃棄物処理場に搬入しない。</u></p>	<p>8-5 廃棄施設の概要</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 (省略)</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設等で発生する放出前廃液、液体廃棄物A及び液体廃棄物Bを、周辺環境を汚染させることなく安全に貯留及び処理するためのもので、処理を行うまでの期間一時的に貯留する処理前廃液貯槽、これらを処理する蒸発処理装置、固化装置等の処理装置、処理済みの廃液を貯留する処理済廃液貯槽及び放射性廃棄物処理場の各建家において発生する手洗い水等の液体廃棄物を貯留するために各建家に設ける廃液貯槽等で構成する。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設は、その重要度に応じ、適切な方法により試験、検査及び保守を行えるようにする。</p> <p>なお、原子炉施設等で発生する放出前廃液については、発生施設側の排水施設において希釈等を行い排出するか、又は必要に応じて放射性廃棄物処理場に搬入して処理する。</p>

添付書類九 (令和3年12月10日申請)	補正案
<p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の推定発生量 (省略)</p> <p>4.3.2 処理方法</p> <p>(1) 液体廃棄物の分類と発生量 (省略)</p> <p>(2) 処理方法と処理系の能力</p> <p>a. 放出前廃液は必要に応じて希釈し、一般排水溝に排出するか、又は処理のため放射性廃棄物処理場に搬入する。</p> <p>b. 液体廃棄物A及びBは、処理のため放射性廃棄物処理場に搬入する。処理のため搬入した液体廃棄物は、区分に応じて、排水貯留ポンド (<math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満) 又は廃液貯槽・I (<math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満) に一時貯留される。これらの貯槽はいずれも搬入される液体廃棄物を十分貯留できる能力を有する。</p> <p>その後、貯留した液体廃棄物は、希釈法又は蒸発法によって処理する。また、処理後の濃縮液は、セメントで固形化処理を行う。</p> <p>廃液処理装置の処理能力は、蒸発処理装置・I が約 <math>2.5\text{m}^3/\text{h}</math> であり、搬入される液体廃棄物A及びBについて十分処理できる能力を有する。</p> <p>c. <u>放射性物質の濃度が <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 以上の廃液は、その発生施設において固形化処理を行い、放射性廃棄物処理場に搬入する。</u></p> <p>d. <u>固形化処理を行った後の廃棄物は保管廃棄施設に保管廃棄する。</u></p>	<p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の推定発生量 (省略)</p> <p>4.3.2 処理方法</p> <p>(1) 液体廃棄物の分類と発生量 (省略)</p> <p>(2) 処理方法と処理系の能力</p> <p>a. 放出前廃液は必要に応じて希釈し、一般排水溝に排出するか、又は処理のため放射性廃棄物処理場に搬入する。</p> <p>b. 液体廃棄物A及びBは、処理のため放射性廃棄物処理場に搬入する。処理のため搬入した液体廃棄物は、区分に応じて、排水貯留ポンド (<math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満) 又は廃液貯槽・I (<math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満) に一時貯留される。これらの貯槽はいずれも搬入される液体廃棄物を十分貯留できる能力を有する。</p> <p>その後、貯留した液体廃棄物は、希釈法又は蒸発法によって処理する。また、処理後の濃縮液は、セメントで固形化処理を行う。</p> <p>廃液処理装置の処理能力は、蒸発処理装置・I が約 <math>2.5\text{m}^3/\text{h}</math> であり、搬入される液体廃棄物A及びBについて十分処理できる能力を有する。</p>